

佐藤博幸委員長	<p>ただいまから、皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。</p> <p>直ちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の欠席届者は、石井清則委員であります。</p> <p>出席者は、定足数に達しております。</p> <p>本委員会への傍聴の申し出がありましたので、もう既に入室いただいておりますのでご了承願います。なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。</p> <p>傍聴の方に申し上げます。傍聴の際は携帯電話、その他電子機器類の電源を切るようお願いします。</p> <p>それでは協議に入ります。初めに、「記録の請求について」を議題とします。前回の委員会におきまして本委員会に付託されました事項の調査を進めていく上で、関係者・関係機関に対し、請求する記録を各委員から提出をしてもらうことにいたしました。本日は、委員の皆様から出された案を集約し、一覧表にまとめたものをお手元にお配りしております。</p> <p>事務局からの説明を求めます。事務局主査</p>
高橋主査	<p>それでは私のほうからご説明をいたします。既にお手元に配付されておりますが、A4横版の資料、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。この資料につきましては、事前に事務局へ提出いただいた請求する記録を一覧としてまとめたものでございます。一覧表につきましては請求先ごとにまとめ、また、類似すると思われる記録につきましては、番号欄に色をつけております。</p> <p>また、2つの調査事項のどちらに該当するかについて、それぞれ記載がされております。簡単ですが、説明は以上であります。</p>
佐藤博幸委員長	<p>これから協議に入ります。協議の進め方につきましては、請求する記録名及び請求先を協議してまいります。鶴岡市選挙管理委員会に対しての記録のほか、1番から22番までについて協議を行います。</p> <p>はい、ご意見をいただきます。何かご意見ございませんか。</p> <p>はい、菅井委員</p>
菅井巖委員	<p>今回の100条委員会にかかっている問題で、最初にある不記載の問題については、明らかに選挙管理委員会に属するもの、この事務に関わる問題ですから、これに対しては必要性が当然あると思います。</p> <p>続く12、100万円の寄附者の関係、これについては地方の事務に当たらないということで、これは請求するべきでないということになろうかと思います。</p> <p>あと16番から22番までですか。これに対する問題については、</p>

	やはり執行機関との関係による限界という、いわゆる調査権の限界の中で執行機関いわゆる労使関係の問題ですよね。実際それらの訴えがない中で、これに委ねられていない事項については裁量権の逸脱ということで、私どもいただいている調査の調査権の概要に載っておりますので、これについては求めるべきでないということを申し述べたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。ただいま菅井委員からご意見がございました。これに対するご意見ございませんか。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>今言われたことについて申し上げたいと思いますけれども、1番から11番まではいいということで、12番について、なぜ寄附者に対しての記録とか、ということも必要なのかということありますけれども、これまで皆川市長は2回の説明の中で二転三転ということで説明が異なった言及をされているということで、我々は片方だけではなく、双方からそういういた事情について、事情聴取をするということの観点に立てば、真相を究明するためには、ぜひこの方の記録なりメモがあればですね、あるかないか分からぬ状態ですので、それも含めてやっぱり請求することは妥当なことだというふうに思います。</p> <p>あと16番からの以下についてですけれども、これについては議会等でも訴えがなかったという答弁をしていますけど、それはあくまで個人の質問に対しての答弁ということありますけれども、ここで、この調査委員会が行う調査の一つとして、そういういたその職員の相談というか、いろんな労働環境とかそういうのは市職労にも受け皿としてあるわけなので、そういうことを改めて有無の確認も含めながら請求をしていく必要があるのではないかということでありまして、下のほうの連合山形鶴岡田川についても、これは同様の観点で市職労のほうでは訴えはないということですけれども、この地域連合協議会のほうでも市職労のその役員が委員として入っておられれば、19人ほどの役員がおられるわけですけれども、各企業等の役員からなっている協議会のように認識しておりますけれども、そこに訴えといいますか、相談がなかったのか、それは広く有無も含めて確認するということが委員会の責務だというふうに思います。可能な限り、そこは広く調査することが必要だということだと思います。以上です。</p>
佐藤博幸委員長 草島進一委員	<p>はい。ほかにございますか。はい、草島委員</p> <p>はい。12番のこの100万円の寄附者の記録やメモ等ですけども、先ほど菅井委員がおっしゃっているように自治体事務から逸脱するものだと思いますけれども、その辺は今ご意見申された方はどういうふうに思っていますか。</p>
佐藤博幸委員長	今説明しましたよね。12番については。はい、説明あったかと思います。はい、草島委員

草島進一委員	説明になってないと思います。自治体事務から逸脱すると思いますが、それについてはどう思いますか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	逸脱ということで、我々は真相究明をするということでこの項目については、調査項目として挙げられております。
	市長の説明で2回ほどありましたけれども、記憶にないとかですね、それから失念していたとかいろいろ言われますけれども、これはあくまでも双方が当事者であるわけなので、やはりお互のその意見、これから分かりませんけれども、一応、形的にはそういう記録があるのかメモがあるのかということで第一段階調査するのは、これ当然のことだと思います。
	調査項目としてこれを不記載についての問題等ということで提起されて、これは委員会のほうで認めておりまので、市長の説明だけでなくそういう部分での記録やメモあるかないか、それは調査するのは当然のことだというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	今の答えになつていなくて、100条調査の権限としての自治体事務の調査をするっていうところから外れていることに値しませんかという質問なんです。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	外れているというふうには考えておりません。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	何を根拠にそれ言うんですか。根拠を示してください。
佐藤昌哉委員	今申し上げたとおり、我々は真相究明するために、市長がこの不記載については説明をしているわけですけれども、そういうことを証明する、真相を究明するために1つのその資料として、もう一方の当事者の方に請求をすることは、何ら問題はないという考え方です。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	私が言っているのは100万円の寄附者のメモとかそういうものが自治体事務から外れているでしょうという話しをさせていただいているんです。そこについては調査できないんじゃないですか。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	そういうことではないと私は理解しています。何度も繰り返しになりますけれども、我々は、この調査項目を受けて調査委員会の立ち上がったわけですけれども、これに関しては市長の説明は2度ほど聞いておりますけれども、疑惑が晴れない納得がいかないというようなことでこの調査委員会を立ち上げたわけですので、その真理を基づけば、これは明らかに100条調査の対象になるということで挙がっている

	わけで、そのやり取り、その論拠を示すためには、やっぱりこういった方の記録資料もあれば提供していただくということを請求するのは自然なことだというふうには理解しています。
佐藤博幸委員長	はい、草島委員
草島進一委員	私が言っているのは、法的に担保されているんですかっていう話をしてているわけで、全然それをお示しにならないから、そこについてはその根拠はどこにあって、法的にこういうものを提供していただく根拠がはっきりあるんだったら示していただきたいし、そういうことを言っているんですよ。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	何度も繰り返しますけど法的根拠があるかないか、それは100条調査の調査項目としてあがっている。これが真相究明するために必要な措置、請求であるということだと思います。真相をあくまでも究明するためにその根拠として100条調査があるから、それ以上でもそれ以下でもないと思います。
佐藤博幸委員長	はい。ちょっと話しが平行線ですので、ほかの委員ございませんか。
富樫正毅委員	はい。少々お待ちください。富樫委員 このなんだ、寄附者の関係の問題なんですけれど、市長が議員に対して説明を行っています。その中でこの寄附者のことの言及もあったわけでございます。 そして、その寄附者の100万円の問題においては、この選挙管理委員会の收支報告書に直接関わってくる話ですよね。記載したか不記載なのかというような課題ですよね。であるならば、その黒か白かは分かんないです。ただしつかり我々は正しい認識に立つためには、やはりその寄附者の話も聞かなくてはいけないだろうなとそういうふうに私は理解しているんですけど。
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑑一委員	寄附者の話も聞かなければならぬということを言っていますが、今回の記録の提出を求めるということあります。記録があるっていうことをやっぱり確認されているのかどうかですよね。 そのもし記録を確認されていて、あると。これ非常に重大な記録だということをやっぱり確認して記録の提出を求めるということだと思いますけれども、確認はしていないんですか。
佐藤博幸委員長	はい。今の加藤委員の質問に対して。はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	私個人的にも把握はしておりません。なので、その有無も含めて請求をすると、関係のある方ということで、いろいろな100条調査のいろいろな著書を見ていますけれども、主な調査方法としては、関係ある第三者に対する証言及び記録の提出を請求できるとされておりますので、これによりたいと思います。

令和4年3月15日 第3回100条調査特別委員会 会議録

佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑑一委員	<p>記録があるかないかは確認していないということで、あるかないか分からぬものを、この委員会で決議をして議長がですね、本会議にあげて議長がその本人に記録の提出を求める。で、これを拒否すれば罰則が出るという重大なことなので、記録があるのかないのかっていうことを事前にやっぱり確かめておいて提案するべきだというふうに私は前提として、まずは一点あります。</p> <p>それからもう一点は、その寄附者と市長との言わば個人的な関係で寄附が行われているわけですので、そこに要は地方自治体の事務としてのどういう関わりを持つのか。皆さん方は、この市長の説明が二転三転したということの関係でのみですけれども、自治体の選挙管理委員会で受け取った最初の記載とそれから訂正の関係で、地方自治体の事務とどういう関係があるのかということを明確にしてね、それで提出を求めるというふうにしないと駄目です。</p> <p>まず第一点の確認していないでは、ちょっと無理ですね。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	<p>駄目という根拠は何もないと思います。我々はどういった、その双方当事者から公平に、そういったその資料調査を求めて、資料提供を求めて、そもそも100万円の不記載が発端になっているわけで、100万円をその支援者が市長に贈ったと、渡したということが発端になっているわけなので、そもそもそこは第三者であるその当事者、寄附者の方の資料、メモ等を除いては、この調査はできないと。前提となるのがそこだというふうに思います。</p> <p>それがなければ、それなりに証人とかこの先の議題にもあるようですが、そういったことで確認する必要があるというふうに思いますけど。まだ今日、今は議論にもなってないので、記録の請求をするかしないかの議論ですので、私は大いに必要があるんだというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	ほかの委員の方のご意見ございませんか。はい、黒井委員
黒井浩之委員	<p>ちょっと記録の提出に対する認識もちょっと委員の間で違ったのかなというふうに思いますけれども。記録があるということを確かめながら、今回こういった要求を出すというところまでの話もなかつたものですから、ある意味こういったものは当然あるだろうとか、これまでの伝聞等であるだろうという見込んだものを出している委員もあるのかなというふうに思います。</p> <p>ですので、本当にこう確実にまずあるということを確かめてから出すようにというふうなことであれば、またちょっとその前提がそもそもどうだったのかなという委員の認識もちょっとバラバラだったのかなというふうに思いますけれども、そうであるならばそうであるなり</p>

	にまたこう確かめてから、また次の何かの段階でまたしっかり出していくですか、その辺り、でも今佐藤委員言われたように、まず一回、こうあるだろうということで求めていくというのもそういうこともあるのかなというふうに思いますので、そこはちょっと皆さんで議論になるのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	<p>今の黒井さんの意見とかぶるんですけれども、やはりその進め方についてというのがあまり確認できていないなということは、ちょっと思うところでありまして、これから先の資料提出についてもそうだし、あと証人喚問についても、あとアンケートについてもそうですね。</p> <p>実際問題言うと100条調査権の範囲と限界っていうのが指摘されているところですが、その他の基本的人権の限界だとか、司法権との絡みだとかっていう点が非常にデリケートな問題を孕んでいるこの請求記録でもあり、アンケートでもあろうと思いますので、その辺りは実は今日もちろんこういうのがありましたということを皆でおさらいするのは大切ですけれども、実際には弁護士さんとかが決まって、その方のチェックを下に資料提出を求めるか求めないかとかアンケートとる、アンケートの様式はどうなのかということに踏み込んでいくのは、その先のフェーズになろうかなというふうに今議論を聞いて伺いました。やっぱりこの進め方っていう話ですね。</p>
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑑一委員	<p>実際にこの委員会で記録の提出をその要求書を議長に上げるわけです。そのときにきちんと記録の提出を求める者の氏名・住所、そして事件、そして提出を求める記録、これを書かないといけないですね。あと提出期限。これを書いて議長にして、議長はその本人にきちんとね、その事件と提出を求める記録は何なのか。日記なのか何かのメモなのか何かこう、とにかくその記録を明確にしないと、これ非常に罰則の付いた記録提出要求ですので、これやっぱりきちんと事前に調べて、あるのかないのか何の記録があるのか、それをどう求めるのか、求める必要があるのかどうか、それをやっぱりこう示さないと駄目です。いいですか。</p>
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございませんか。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	<p>すみません。一点確認なんですか、今12番の件、話になっています。存在するかしないかというようなところも話題になっているわけですけれども、その100条立ち上がり中で、その個別にそのアプローチをして、実在するのかどうかという事前に存在するらしいという話は直接見ていないものの、話がある中でこのような請求になるわけですけれども、そうなるとじゃあ実在するかどうかということをその直接その関係者である方に確認をしていいのかどうか</p>

令和4年3月15日 第3回100条調査特別委員会 会議録

	っていうルールも決めていないわけなので、それであればその辺をちょっと確認した上で、実在するのかどうか、というものがあるのかどうかっていうことをアプローチして確認しないと前に進まないというふうに思うんですけども、その辺のそのルールをはっきりしておかないとちょっと次に進めないのかなというふうに思いますけども。
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑑一委員	今の件でいきますと、やはり100条委員会というのは記録の提出だけでなくそれを分析する。それで不十分であれば証人を求める、証人に尋問する。そのためには、事前に調査を徹底しておかないとできませんよ。100条委員会では。 やはり委員が事前に全て調査をしてこの問題をどうしても明らかにしなければならないので記録の提出を求める。それから証人の尋問を求める。こういうふうにしないと100条調査で本当に徹底して調査するってことにはならないと。もう100条調査でなんでもいいからやってくれっていうのは、その間は自分は何もしないのだということであっては絶対ないです。分かりますか。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員
尾形昌彦委員	すみません。別に100条委員会が何もしないっていうことを言っているわけではなくて、個別のアプローチももちろん可能なんですかという部分のルールを確認しておかないと、次に進めないということをお話したかっただけであると。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	私も同意見でしてといいますか、やっぱりちょっとこの100条委員会の進め方がちょっと皆さん私も含めて整理できてなかったのかなという。どんどん個別に委員がこの調査を進めてです、それをまた持ち寄ったり様々な形で突き合わせたりとかそういう形だというのであれば、それこそみな各委員がそれぞれ関係している方に独自に動いたり、情報を集めたりしてこういったこう提出物も作ったりとかいう形になったと思うんですけども。
	ちょっと前回そこまでもいってなかったので、そういうルールのない中でまずこう出してきたということだと思いますので、それはそれでまたここでそういう議論をして、じゃあみんな各自にまずそれぞれ調査をしながら動きましょうよという、そういったところを決めればいいと思うんですが、そういったところに対して、それも含めてやっぱり合議体としてやっぱり集約をしながら進めなければいけないのかなというふうに思っていたところです。
佐藤博幸委員長	はい、ほかに。はい、加藤委員
加藤鑑一委員	そもそも100条調査を提案して、これを設置したわけでしょう。100条調査を提案する前にせめて自分たちで調査して、100条を

令和4年3月15日 第3回100条調査特別委員会 会議録

	<p>立ち上げなければこれは疑問解明できないと。こういう問題が出てきたから100条なんでしょう。それを何もしないでですね、とにかく100条やれと。そして後は調べるなら、その100条でやってからだと。こんなことではないですよ。</p> <p>ちゃんと提案したものは全て調べて、それで解明できない問題があるから100条だっていうんじゃないんですか。</p>
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	そういうことを言っているわけではなくてですね。この100条委員会としての進め方として、ある程度共通認識を持った中で進めていくものだというふうに思っていたということを申し上げているわけです。
佐藤博幸委員長	はい、ほかの委員の方はどうですか。ありませんか。はい、加藤委員
加藤鑛一委員	<p>すみません。私は私なりにまず関係者にとにかく聞いて回りました。ですから、いろんな事情もみんな掴んでいます。記録があるのか、ないのか。</p> <p>そして、また今回の選挙で別の方への記録は持っているということも聞いています。その記録を求めることは、今回の100条調査には該当しないので求めません。最初の寄附金については、記録はないと言っていました。</p>
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	それは個別にその調査をしたということでありまして、この委員会が立ち上がった意義というのは、皆でそういうことを共有しながらその真相究明していきましょうという総意のもとで成り立っている委員会ですので。ここで言われても何の進展もないでの、今のことについては、多分その専門家の多分ご意見を伺いながらですね、といったその、事前に確認しなくてもそういった調査ができるよということにまず端的に言えばなるのか。それともやっぱりきっとその専門家の指導を受けて、これが事前にある程度調査を踏まえて請求していくかいけないですよということになるのかですね、その辺はその専門家の意見も聞く必要があるのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑛一委員	記録の提出を議長に求める場合にはですね、ちゃんと正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、6ヶ月以下の禁錮、または10万円以下の罰金に処せられることがありますので念のために申し添えますという文章をつけてですね、本人に記録提出を議長の名で申し入れるわけですよ。そのときに記録について「何かそういうものがありますか」では駄目です。ちゃんと例えばその日記があるとか、ちゃんとそのときの領収書があるとか、何とか、その確認していないとこれだけ

	罰則のついた請求書です。
佐藤博幸委員長	佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	さも専門家みたいなことをおっしゃっていますけれども、それはまだ私は知り得た中でやっているわけですけれども、申し上げているわけですけれども、果してそれでいいのかということも含めてです、この記録請求については一度、そういう専門家のご意見を、この公の場で個人的に聞くのではなくて、そういったことを委員長がきちと聞いた上で、相談した上で処理されたほうがいいかなっていうふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	先ほど佐藤委員が総意で立ち上がったこの委員会って、おっしゃっていますけど、全然総意じゃないですから。とにかく我々としては、100条委員会を立ち上げるのは拙速だし、証拠も不十分だしっていうところで無理矢理通したわけじやないですか。 それで今の話に戻りますと、他の自治体の例など見ますと、様々な事例あって、別に一概に参考になるとも思いませんけれども、ただほかの自治体においてパワハラ、例えば市長のパワハラ問題を取り上げるときに、1年も調査特別委員会で地道に調査続けて、それは100条なしですよ。その上で100条委員会を立ち上げるかをこれから議論するっていうふうに慎重にプロセスたどっているところもあるのに、見込みで、なんて言うんでしょうか。その証拠を提出しろだとかですね、証言求めたりっていうようなことはやはりすべきでないし、それは100条委員会の調査権を逸脱しているとも思いますし、基本的人権の侵害に当たるかもしれない、専門家、今専門家とおっしゃいましたけれども、確かに専門家の意見聞きながら慎重に進めるべきだというふうに考えます。
佐藤博幸委員長	はい。あとほかに意見は出尽くしましたでしょうか。はい、黒井委員
黒井浩之委員	先ほどその調査範囲の話がちょっと出たと思いますので。私の持っている資料だと、100条調査ハンドブックというものなんですが、その調査項目の中にどの範囲なのかというところの中に、世論の焦点となっている事件、政治調査等について実情明らかならしめ、その他一般的に地方公共団体の重要な事務の執行状況を調査することで、こういった政治調査についてもその解説の中に政治調査とは世論の焦点となっている社会問題、政治問題等の事項のうちで当該地方公共団体の事務との関連を有している事項の現状を把握し、問題点を調査することを指すということで、そういった実例の資料がありますので。それに基づいて調査に該当できるというふうに考えております。以上です。

佐藤博幸委員長	はい、あとはよろしいですか。はい、ないようですね。
草島進一委員	はい、草島委員 先ほど法的な根拠ということを何度も申し上げましたが、その自治体事務として認められるところの範囲ですね、それをやはり先ほど出ていましたけど専門家という方に確認しながらやつていったほうがいいと私は思います。以上。
佐藤博幸委員長	はい。それでは意見出尽くしたのであれば、これまでの意見、3つほどあったかと思います。 1つ目は、調査を権限の範囲内として、また記録の有無も含めて、それ確認をするということで調査の範囲に該当するというご意見でございました。
	2つ目は、そもそもこの調査の事務の範囲外であると。その法的根拠も分からぬというようなご意見もございました。 それから3つ目の意見は、この調査の根拠、それから範囲としたものを専門家の意見を求めた上で、もう一度協議したほうがいいのではないかというのと、3つあったかと思いますが、これの3つでよろしかったですか。いいですか。その3つの。はい、
加藤鑑一委員	先ほど何度も申しますけれども、100条調査っていうのはもう最大の権限を持っていて罰則付きということで、証人を求めるについても厳しい規定があります。 ですので、記録の提出だけじゃなくて、証言を求める場合でもその対立した意見があればね、やっぱ保留しておいて全会一致で議決をしたものに限ってこれを進めるべきだと。多数決でやってしまうと100条調査権の逸脱、あるいはその横暴、あるいはそのなんて言いますか、その最も強力な権限を使ってのいろんな問題を必ず引き起こしますので、やはりこれは全委員が合意した点に基づいて、記録の提出や証人の尋問を求めるというふうに、慎重に私はすべきだというふうに思います。委員長によろしくお図り願いたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。今の加藤委員の話につきましては、この記録を請求するかしないかということについて、まず最初に決めたいと思います。この委員会での運営の仕方、進め方については、また次の協議事項にしたいと思います。
	まず今日はこの記録について請求をするかしないかということを決めたいと思います。はい、少々お待ちください。はい、加藤委員
加藤鑑一委員	ですから、私今回のその合意、全員が合意できる記録についてまず決めましょうということです。あと残された問題は、次回また協議しましょうというふうにしたほうが慎重な運営だと思いますので、合意できたものをまずはやりましょうということです。
佐藤博幸委員長	はい、尾形委員

尾形昌彦委員	<p>今の話は、今日のところはということでおろしいですよね。</p> <p>基本的には民主主義ですから多数決が存在するわけなので、そこがあつて100条だけ特別というわけで私はないと思っていますんで。今加藤委員がおつしやつたのは今日の出ている中で全会一致できるものについては、ということであつて、基本的には多数決で様々なものを決めていくということだけ確認できればよろしいかと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>それでは、まず最初にですね、今日のこの出ている1番から22番までの間で、意見が分かれたのは12番ということでよろしいですか。いいですか。16から22。はい、あとこの16から22については、ほかの委員の方のご意見はどうですか。</p> <p>12番については皆さんからご意見いただきました。16から22については、今日請求をするかしないか。ということは16から22ということはパワハラの調査項目2番に当たるわけですが、この調査委員会の。このことについてはいかがでしょうか。今日除いたほうがいいか含めたほうがいいか。はい、富樫委員</p>
富樫正毅委員	はい。すみません、確認ですけど、16から22は何で駄目っていうことでしたっけ。
佐藤博幸委員長 菅井巖委員	<p>はい、今質問が出ました。はい、菅井委員</p> <p>そもそも事実認定がされていない問題を、そしてこれを出していくっていうことは、本来の自治体事務の範囲を超えてやっているということで、当然調査権の権限、私たちいただいている100条調査の概要の2ページの④に該当すると思うんです。執行機関との関係による限界です。</p> <p>当該団体の事務に関するもので、執行機関に裁量権が委ねられている事項についてと。いわゆる労使関係の問題です。裁量権の逸脱濫用と認められない限り調査の対象とはならないということで、実際この問題で職員組合とか職員の中からこういった問題が出てきたわけではありませんので、そういうことでこれは該当しないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今の菅井委員の意見に対して提出された新政クラブさんそれから公明党さんのほうからご意見ございませんか。ございませんか。</p> <p>はい、16から22について。</p> <p>はい、佐藤昌哉委員（「全部ですか」という者あり）16から22について、菅井委員からは全部と。16から22は全部ということでしたが、ほかの委員の方のご意見を伺いたいと思います。</p>
佐藤昌哉委員	これは行政機関に対しての調査ということで、特別にあるものを提出していただくということなので、先般の議会の中でもどなたかが調査をして、パワハラの訴えは市職員になかったというような発言をしておりますけれども、これをしっかりこの委員会で確認すると。記録を求めるということは、当然これは公表されていることなので良いと

思います。

あとパワハラ防止規程による相談記録というのは条例で今公表されておりますので、これに基づいて相談記録があったかなかったのかというのは、多分情報公開請求の中でも議会の中でも質問し、答弁されておりますので、これは何もその行政機関、秘密にするものではないというふうに思います。

あと、早期退職者とか休職者についても、パワハラ疑惑ということでの調査委員会ですので、この実態があったかなかったのか疑惑を晴らすためにも、これ一度どのような状況になっているのかというのは、この調査委員会としての必要な事項だというふうに思います。

内部通報についても法令等に違反がなかったかということで内部的な通報があったかなかったのか、これも議会の中で質問・答弁しておりますので、この部分を確認はできると思います。

あと、市職のほうについては先ほど申し上げましたとおり、連合山形についてもこれを大きな受け皿として労働者の団体としてそういう相談があったかなかったのかそういう疑惑を晴らす、あるいはそこはあったのか、そこをしっかり確認するために記録を請求するということが第一段階の行為だと思いますので、それは特に問題はないのではないかというふうに考えます。

佐藤博幸委員長

はい、ほかにございますか。16番から22番について。

はい、黒井委員

黒井浩之委員

一応、私のほうでも17番ということでパワハラ関係の相談・面談記録があるのかないのかということで一応求めましたけれども、やっぱりこう客観的な資料としてやっぱり行政当局が把握している資料ですので、これは提示してしかるべきものであるというふうに考えます。

佐藤博幸委員長

はい、他はいいですかあと。はい、菅井委員

菅井巖委員

先ほどから言うように具体的な特定されたことがないわけですね。それに対するこういうものを出させるっていうことは、明らかに執行機関のこの裁量権が委ねられている労使関係の問題に立ち入ってしまうということで、100条調査には当たらないと。この問題をこう100条調査の中に私たちは当初からそれ言っていますけれども、ここでこれを出させるっていうのは、明らかにそれをあぶり出すためにするっていうことになりかねる。本当に特定の問題がない限りできないんです。そういうことから始まっていると思いますんで。はい。

佐藤博幸委員長

はい、出尽くしましたか。はい、黒井委員

黒井浩之委員

ちょっと私もこの間までの議会のやり取りでも、労使というと、例えば使用者に対して、労働者がパワハラを受けたという、それをこう訴えたり、そういう受け皿という印象なんですけれども、やっぱりこう市長に対するパワハラというと事実関係の認定そのものがなかなか

	こう資料が出てきているものありますけれども、やっぱりそのをどう調査していくかということに対する難しさってのは非常にあると思うんですけども、その意味でこういった職員課で持っている資料というものは、一つの情報としては大変貴重なものだというふうに思いますので、こういったものの請求はいいのではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。石塚委員
石塚慶委員	はい。同じく今おっしゃったその地方自治法第100条の部分の解釈についても、範囲外となるものということで労働組合法の規定による労働争議のあっせん調停及び仲裁というような形なので、先ほど黒井委員の言ったとおり、職員課で持っている資料の提出というのは、法にも触れない、問題ないことではないかなと思います。
佐藤博幸委員長	はい。それでは出尽くしましたか。よろしいですか。分けてまいりたいと思います。それでは1番から15番までの間で12番を除いて請求してもよろしいかどうかを伺いたいと思います。 よろしいですか。はい、挙手願います。賛成の方、挙手願います。 はい1番から15番までの間で12番を除きます。はい、これを請求してよろしいか伺いたいと思います。はい、尾形委員
尾形昌彦委員	確認です。今日除かれた場合でも基本的にはその存在云々がはっきりした場合は、追加で請求可能という理解でよろしいですよね。
佐藤博幸委員長	そうですね。はい。今ほど尾形委員から質問ありましたけど、12番を決めるときに、このあと1番から、12番を除いてまずは決めて、12番については、今尾形委員の意見も踏まえて決めたいと思いますがよろしいですか。 はい。じゃあ1番から。再度言います。1番から15番までの間で、12番を除く、これらを請求するということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います。 はい。挙手全員であります。
	はい。それでは、12番については意見が分かれました。このことについては、12番は改めて法的な根拠、また専門家からの相談をして後、また再度この協議会で決めたいということでよろしいですか。
	はい。よろしいですね。はい、あとこれずっとこれであとなくなるということでございませんので、再度また協議の場を設けたいというふうに思います。
	はい。それでは3つ目。16番から22番までについてはどうするか決めたいと思います。
	まず、16番から22番は一括で決めたいと思います。先ほどご意見ありましたように、菅井委員からの労使関係に該当することであり、また市の事務には当たらないと、調査の範囲外であるというご意見あ

りました。

それから石塚委員からは、書籍によりますと、そういうたものは、労資関係というのは、今回斡旋や調停、そのほかに当たるので労使関係には該当しないと、ご意見でございました。それでこの16番から22番までを請求するかしないかを決めたいと思います。はい、菅井委員

菅井巖委員

石塚委員の言っているところは、調査権の及ぶ範囲から除かれるものの中に入っているんですよ。そういう解釈です。なんか委員長逆に私捉えたもんだから。いわゆる地方労働委員会の労働争議の斡旋は、除かれるものになっている。こういうことです。

佐藤博幸委員長

はい。分かりました。私の言い方が悪かったということでござります。誤解を…もう一回。

（「除かれるものを言ったので、今回の案件については、含まれるという解釈でよいではないかという意見です」と言う者あり）

私の説明が悪かったようです。はい、加藤委員

加藤鑑一委員

その地方自治法の100条の規定だけではなくて、いわゆるさっき言いましたですね、菅井委員が言ったようにその調査の限界として行政との関係なんですね。

行政とその議会っていうのは対等であるし、均衡を保持しなければならないので、それぞれに介入はしないということになっているんですよ。これ原則なんですね。だから100条調査だからといって介入できるっていう問題ではないんです。

実際にそのパワハラについて具体的にね、時期が特定されていて、それで労働組合で問題にされているということで、そのことが庁舎内で自治体の事務に大きな影響を与えていたりということを確認できれば、これは有効だと思うんですけども、まだそれもあるかないか分からぬ。記録があるのかないのか分からない。相談があるのかないのかも分からない。これでは記録の提出を求めるっていうことはちょっとやっぱりこの権限から逸脱していると私は思いますよね。きちんとやっぱりパワハラの問題は、相談者が訴えることから始まるわけですので、そのパワハラを受けた人が相談して始まるので、そのことを具体的にまず明らかにしていただきたいと思うんですね。100条調査で提案された方はね。そこから出発しないとこれ全体的にパワハラがあるんだというふうな抽象的な問題では調査できないんですよ。

佐藤博幸委員長

はい、佐藤昌哉委員

佐藤昌哉委員

パワハラ疑惑があったということを前提として求めているのではなくて、疑惑をこの会は究明するためにあるかないか、究明するためにも可能な限り行政機関で、さっきも言った個人じやありませんので、行政機関の中で持っている資料、多分これ情報公開請求すれば出てく

	<p>ものだと思いますよ。</p> <p>なので、そういう多分種類のものだと思うので、ここできっちりそういう関係資料を、記録を請求していくというのは、特に問題はないのではないかというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長 田中宏委員	<p>はい。それでは16番から22番までについて。はい、田中委員</p> <p>今のお情報公開請求で22番とかなんて無理ですよね。</p> <p>(「行政機関に対して」と言う者あり)</p>
佐藤博幸委員長 田中宏委員	<p>はい、田中委員</p> <p>それから今16番から20番については今おっしゃったんだと思いますけれども、21、22につきましては、本当先ほど石塚委員からもご指摘あったそのハンドブックによるというところも、言ってみればそのハンドブック、なんでそのハンドブックの解説が有用かといえば判断が分かれる微妙な問題だからだと思っているんですね。</p> <p>それで結局先ほどの12番の話をしたときと同じなんですけれども、我々のその寄って立つところの法的根拠というものが定かであるという確信がない限り、本当に法的問題に発展したときにどう責任取るんだって話ちょっと全然もう怖くて担いきれないという気はしています。</p> <p>なので、先ほど12番と同様に、全員一致、今のところしかねるというところは、まずは先に延ばしておくということでも、今日のところは仕方がないのかなというふうに聞いていました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。田中委員に確認します。法的な専門家からアドバイスをもらった後にもう一度協議をするという考え方ですか。</p> <p>(「判断しかねるんじゃないか」と言う者あり)</p> <p>ということです。はい、分かりました。はい、ほかにございますか。ございませんか。はい、それじゃあ、ただいま協議になっております16番から22番について、地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めるについて、16番から22番まで賛成の方、挙手願います。分かります。ちょっと決めていきます。はい、加藤委員</p>
加藤鑑一委員	<p>先ほど言ったように最初の記録の提出ですので、慎重に行うためにも多数決で強引に進めるのではなくて、やはり異論のあるものは慎重に行いましょうと。次のときまで延長してもいいと思いますので、今急いで決める必要はないと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。協議を次回に持ち越すということですね。はい、そのご意見でした。</p> <p>それでは2つ目、まず1つ目いきます。今、今日こうやって16番から22番まで請求をするということに賛成の委員は挙手願います。ございませんか。1つずつ決めていきます。20番まで分けたほうがいいですか。16番から20番。はい、昌哉委員</p>

佐藤昌哉委員	今問題になっている、私は16から20番までのその行政機関に対するものと、それと21番と22番は違うので、その部分を区分してということも1つあるのではないかというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい。分けたほうがいいのではないかというご意見でしたが。（「もう1つ追加して」と言う者あり。）はい、昌哉委員
佐藤昌哉委員	そして、このことについては議会のほうでもパワハラに関する質問の中でどれだけの件数があったという問い合わせに対して、行政機関は答えているので、答えることができないのは答えていませんけれども。可能な範囲で答えているので、これは記録として請求するのは妥当だと思います。
佐藤博幸委員長	はい。それでは続けます。採決します。16番から22番まで一括ではないということでよろしいですね。 はい、じゃあ16番から20番までは今日記録を請求するということに賛成の委員の挙手を求めます。 賛成多数です。 はい、それでは21番から22番までについては採用すべきだ、請求すべきだという意見の委員の方の挙手を求めます。 ありませんね。 はい。それでは2番目の16番から20番までについては、賛成多数で請求することにしたいと思います。よろしいでしょうか。ということにします。 それでは確認ですが、12番それから21番・22番については、再度この委員会で協議をしたいというふうに思います。また、なお法律の専門家からのアドバイスももらいながら、そのご意見に基づいて再度協議したいと思います。
石塚慶委員	はい。それでは次にまいります。今日の議題ではなかったんですが今後の進め方についてでございます。あ、そうですね。 はい、ちょっと戻ります。期限ですね、期限を決めないといけないということなんですね。それでこの提出をしてもらう相手先ですね、請求先から何日までに提出してもらうかということを決めたいと思います。はい、石塚委員
佐藤博幸委員長	はい。この度決まったものについては、全て鶴岡市議会もありますが、鶴岡市ということですので、文書公開請求と一緒に約2週間で、約というか2週間で請求してよいのではないかかなと思います。 はい。この期限についてですが、ご意見ござりますか。情報公開請求に基づいて2週間ということですが、ほかにご意見ござりますか。ございませんか。はい、ただこのことについてはですね、2週間っていうのは相手に送達してから2週間ということですので、その前準備としてですね、事務局でも書類作成なり、また議長からの承認もいた

だきながらですね、進めたいと思いますので、その時間をいただきたいと思っております。事務局として何かご意見ございますか。今のその期限についてね。

今、事務局からとしてですね、今の3月定例会、そしてまた4月の人事異動、それから引き継ぎ等があるということを考えると、期限としては4月20日でどうだろうかという事務局案ですが。4月20日、そうですね。

はい。4月20日ですが事務局の事情の説明がありましたけれども、できるだけ早くはやりますが、もし4月20日よりも早くいただけるとか、それから逆にですね4月20日を持ち越すというようなときは、また再度この協議の場でですね、決めたいと思いますが。

もし4月20日が少し時間がかかりすぎるのでないかと、もう少し早められないかというようなご意見でしょうか。はい、尾形委員

尾形昌彦委員

はい。資料揃った中で次に進めなきやいけないということにもなると思いますので、選挙管理委員会、それから市議会、職員課この辺はそんなに時間、ある程度その情報公開でも2週間ということになっていますので、そのぐらいの時間で多分ご用意いただけるのではないかと思いますし、会計責任者の方はどのぐらいちょっと時間かかるか分かりませんけど、一応目安としてはやはり2週間程度ということで、お願いをしてはどうなのかなというふうに思います。

佐藤博幸委員長

送達してから2週間ということでお願いをして、そしてもし早くできるんであれば早くしていただくことで、また、その期限までに間に合わないというようなことであれば、また再度協議したいと思います。1週間ということで決めたほうがいいですか。2週間っていうと何日にするかということですね。期限ですので。はい、石塚委員

石塚慶委員

すいません。到着してから2週間でいいんですけど、その前段階の準備にどれ程かかるかっていうのは、なかなか見えないもので。そこ事務局に判断いただいてということですかね。

佐藤博幸委員長

そうなんです。事務局でいろんなこう要素を考えるとですね、少しお時間をいただきたいというのが最初の案だったもんですから。それで早くしてくれということであれば、それにお答えしたいということですが。ちょっと休憩します、ごめんなさい。打合せします。

暫時休憩

それでは再開します。今、事務局と打ち合わせしましたところ、20日でなくて早めまして11、4月の11ということでお願いをしたいということでございました。よろしいですか。じゃあ、異論がないようですので、期限につきましては、4月11日に決めたいと思います。これでよろしいですか。挙手願います。はい、賛成の委員の挙手願います。はい、いいですか。加藤委員もいいですか。

	<p>はい。じゃあ全員賛成で4月の11日を期限としたいと思います。</p> <p>はい。それでは先ほど私も少し話をしましたが、今後の進め方についての確認ということで、今日これから協議して決めなくてはいけないことがありますので、そのことについては、後ほどその他のことでもよろしいでしょうか。いいですか。ちょっと先に協議して決めたいところもございますので、進めたいと思いますがよろしいですか。じゃあ進めます。</p> <p>はい、それでは協議題の2にまいります。次に、今後の調査項目について（1）職員アンケートについてを議題とします。</p> <p>このことにつきましては、私から委員のみなさまへ調査を進める上で、現時点で考えられる全ての事項について考えてほしい旨、3月1日にメールをしたところであります。本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項について、調査を進めるにあたり、職員アンケートの概要が提出されております。</p> <p>提案者からの説明を求めます。はい、黒井委員</p>
黒井浩之委員	<p>一応、私のほうでこういったアンケートをとってはどうかということで考えてみました。他市でもパワハラ関係の100条立ち上がりでありますけれども、池田市、最近ですと大和市ですか、そういったところでもアンケートということで広く意見を募集しているようでした。大和市にいたってはホームページでも募集しているということで、いずれにしても多くの声を拾いあげたいということの表れかと思います。そこで、本市でもそういった他市の項目をちょっと抜き出したような形で一応項目立てを案として考えました。</p> <p>パワハラを受けた情報提供、それから内容等、それからパワハラを受けてどういった印象を持ったか、それから4番目ということで、そういったことがもしあったとすれば、職員・職場へ影響があると考えられるのかどうか。それから市長答弁ありましたが3月、12月議会パワハラを否定した市長答弁について、どのように受け止めたかと。その後が、その市役所の内部にあるパワハラの防止の規程ですか、その内部通報者の保護等の相談窓口、そもそもあるということを知っていたのか。それから今回の100条調査委員会に対するご意見、その他自由記述ということで、項目立てを考えてみました。</p> <p>なお、これはあくまで他市から抜き出しだったりしますので、それをちょっと今後本市の中でどのような形にしていくのかということで皆さんとご意見を集約していくべきだというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ただいま、少々お待ちください。ただいま説明がありました。今日はですね、このアンケート調査について実施をするかしないかだけの確認をしたいと思っています。</p> <p>中身については次回までですね、皆さんのはうから案を出していただきたいと思います。</p>

	<p>だいて、そして次回、具体的な協議で詰めたいというふうに思ってお ります。それを踏まえてご意見をいただきたいと思います。</p>
草島進一委員	<p>はい、草島委員</p> <p>今、大和市の事例が出されておりましたけれども、大和市の場合は副市長が告発して辞職したっていう事件から始まっているものであります。今回のうちの場合は、退職者職員有志、職員有志代表として誰が書いたか分からぬ。いわば怪文書と1通はOBの実名入りなんですが、その中の文章では在職中市長について「暴言、恫喝、人格否定などのパワハラが毎日のようにあるとの情報が職員の間で交わされました」こういう文章だけなんですね。</p> <p>本人がパワハラを受けたという事実の告発でもないうわさ話のような文書を根拠として、この疑惑の調査が行われようとしているわけなんですね。パワハラの認定というのは、被害者の具体的な告発があつて、それで初めて調査が行われて、事実認定になるというものだと思います。今、提案されているものは無記名のアンケートだと思うんですが、これでは事実認定はできないし、なんかうわさ話を集めたようなものになってしまふと私は思います。</p> <p>はなからこれ調査 자체ができないんじゃないかなっていうふうにも思うんですけども、皆さんの意見を求めるといいます。</p>
佐藤博幸委員長	<p>先ほど申しましたように皆さん今日はですね、いろんな意見をいただいて、具体的な詰めは今のお話のような内容についてですね、そういったことについては、次回に協議をしたいと思います。</p> <p>今日はまず皆さんのご意見をいただいてですね、実施をするかしないかだけを決めたいと思いますがいかがでしょうか。はい、加藤委員</p>
加藤鑑一委員	<p>実施をするかしないかを決めるこすら無理なんですね。パワハラについて、このアンケートでパワハラとは何かということも全然規定されていませんし、どう規定するのかですね。</p> <p>それから公務員の職場ですから職場の中でパワハラがあったかないかを調査する場合には、人事院規則ではパワハラをどう規定しているのかっていうことを把握していますか。公務の職場の中の範囲はパワハラから抜けるんですよ。普通のパワハラ防止法とは違つて、公務員の場合はまた別個なんですね。ですから、そこもちょっと配慮しなければならないし、しかも先ほど言ったように行政の裁量権に踏み込むことになる問題も孕んでるので、これやるかやらないかすら決められないですよ。</p> <p>もしやるということを提案するのであれば、こういったことをすべてクリアして、事実パワハラで被害を受けた人が特定されてね、相談をしているということがあって初めて調査、アンケート、ほかにないのかというふうになるのであって、今、ただ疑惑があるかっていうこ</p>

	とで一般的な調査は100条調査そのものが具体的に特定して調査をすることになっているので、一般的のものはできないことになっているので。今これを決めるすることはできないと私は思います。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	何を言っているのかと思いますね。実はあなた方も多分この委員会で疑惑があるからこの調査委員会を設けているんですよ。だから、その真実を究明するために何をやるかということでいろいろ他市の事例を研究して、第一義的にはパワハラに関するアンケート調査だろうと。3通のそういう悲痛な、それをデマかなんか分かりませんよ。それをやっぱり確認する、加藤委員がおっしゃるようにの、そういう言い方もされていますけども、そういう悲痛な現場の叫びに背を向けて何もしないっていう手はないと思います。そのために調査委員会というのが設置したわけです。
	なので、そしてその今パワハラ防止法も来年の公益通報保護制度っていうことで、議会でも6月に今年の6月1日までガイドラインに沿った要項をつくるとしております。その中では広く職員の声も聞き取るということで退職者とか、匿名での通報もしっかり対応しなさいということでガイドラインでは示されています。そういうことを否定してすくい上げてこなかったからこそ、職場でのパワハラがいくらその公益通報保護法も改正になっても治まらないということから、そういうガイドラインを去年の10月に国で出しているわけですね。これは公務員も同じです。
	一定の事業者については、その相談窓口を4月に設けなさいというところまでできておりますので、今はもうそういうような状況でなくて、市でも第三者委員会をつくって、そういう制度、窓口をつくりなさいということに法的になっておりますので、ぜひこの全体的な法の動きにも合わせてですね、我々はその実態を把握する責任がこの委員会はあるんだと思いますので。まずその始めとして匿名でもいいわけですけれども、いや私は実名でこれを訴えるという方も出てくるかもしれません。やっぱりそういう悲痛の叫びに答える我々の受け皿というのは必要だというふうに思いますので、まず調査は、これは最初の段階での調査ということで認識しています。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。はい、菅井委員
菅井巖委員	私、先ほどから言いたいのは、このパワハラの疑惑です。特定されているわけではありません。先ほども草島委員も言ったように。そしてあくまでも労使関係、今昌哉委員が言ったことは労使の中で解決していく、これ本当に妥当で、そのとおりにやっていくってことは労使の中でやっていくべき問題であって、これ今疑惑があるからといって100条の委員会で権限を逸脱してそれを調査するっていうか、この

	<p>アンケートによってまた増幅すると思うんですよ。</p> <p>結局ですね、匿名をまた集める、で中身を、怪文書を書こうと思えばいろんなことを書く。こういったものを増やしていくっていう必要性がどこにあるのかっていう問題なんです。だから、アンケートそのものを行う自体がやっぱりおかしいんじゃないですか。特定されているのであれば、その当人から直接具体的に聞くということが本来の調査である。このことだと思いますよ。</p>
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。はい、草島委員
草島進一委員	すみません。アンケートとってから次はどうしようとされているのか、どういうふうな道筋だと思いますか。匿名のアンケートをとってから。
佐藤博幸委員長	はい、佐藤昌哉委員
佐藤昌哉委員	個人的なあれですけれども、この先には多分匿名でどの程度の職員の方々がそれを感じていたか、それを受けた本人がどう思っているのか、そして匿名でなくそういう実名で書いてこられる方もいるかもしれません。
	そういうことをまず一定の期待といいますかですね、真実がどうだったのかって追求していくためにはそういう声も拾って行かないと何を究明するのか分からなくなることになるわけです。なので、そういう疑惑があるということが基本線にあって、この委員会が立ち上がっているわけですので、その疑惑を晴らすためにも何もなかつたっていうのであればそれはそれでいいわけじゃないですか。それを確認するということが第一歩、我々の仕事だということです。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにございますか。はい、草島委員
草島進一委員	先例というと大和市なんですけど、アンケート調査を無記名でやつたみたいなんですけれども、結局事実認定ができなくて、改めて氏名とか連絡先を記入した証言を募集することになったっていう話なんですけど。やっぱり具体的な告発があって、それで調査が行われて事実認定っていうことになると思うんですよね。
	そういう調査が必要なのであって、何の事実認定できるものもなければ告発もない中で、アンケートってすごく違和感があると思います。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	提案してきた側にちょっと伺いたいのが、このアンケートにほかの文面も、ほかのこう自治体での事例などから参考にまとめられたそうなんですけども、その結果どういう展開になって、どういういいことがあったということをちょっと事例として教えていただければと思います。
佐藤博幸委員長	はい、黒井委員
黒井浩之委員	いいことだったといいますか、だいたいこう分類したりして結果発

	表などはされているようでした。それをまたどのように受け止めてどのように報告なりに生かしたかというのは、またそれぞれかと思います。いずれにてもちょっと集約をかけたということですし、それからちょっと大和市の例でいいますと、やっぱりこう個人の実名募集などもかけたりですとか、様々な形で情報を集めようというそういったことで対応されたということで、それまではこう事実でなくとも、やっぱりこう情報として寄せていただいたようなこともあるというふうになっていました。
佐藤博幸委員長	はい、加藤委員
加藤鑑一委員	やはり匿名でのアンケートをやってしまうと怪文書を増幅させることになりますので、これは100条委員会としてやるべきではないんですね。 それからそのパワハラ疑惑で立ち上がったって言っていましたけれども、パワハラ疑惑を主張した皆さん方が特定のパワハラ行為を個別にあったということを1件も立証できなくて、この委員会が立ち上がったんですよね。そのパワハラ疑惑そのものは先の市長選挙で皆川市長の対立候補が、いわば選挙の争点として大幅に活用してやったことなんですね、その間でも1件もですね、そのパワハラ疑惑について訴えはなかったんですよ。
	ですから今回この問題を100条で持ち込むと、まさに市長選挙のいわば政争の具に100条委員会がなってしまうおそれがあるので、これも慎重にやっぱりことは進めないといけないのです。私はそう思います。
佐藤博幸委員長	はい、五十嵐委員
五十嵐一彦委員	なかなかいろんな意見あるんですけど、実際今鶴岡市のパワハラに対する対応が残念ながら自ら自由に告発できる、そういう環境には全くなっているというものが実情だと思います。
	昨年の12月定例会で私は一般質問させていただいたんですけど、何も根拠もなく質問もできないもんですから実際に職員からの聞き取り調査もやっています。そこでは、はっきりとそういう職員からの「あった」という声も確認してから質問も行っております。ですから、そういう職員からのアクションが起きにくい環境の中ではっきり事実を確認する。それがこの委員会の目的だと思います。そのために必要な調査はやらなければいけない、そう考えております。
佐藤博幸委員長	はい、菅井委員
菅井巖委員	今の具体的な聞き取りであったってことは、その個別具体的なことでやればいいわけで。こうやって言うとアンケートで幅広にやれば、先ほど私言ったようにいわゆる匿名で、そして怪文書的なもの、そしていろんな問題をこう書き連ねていくということは、これを増幅させ

	ていくっていう問題につながりかねないので、特定であればその特定の方に、そしてそこにはちゃんとプライベート、本人の個人情報の保護、こうしたことを盛り込んで、この委員会で取り扱いをしていくということが重要だと思いますんで、そこはそこで委員があるのであればそのことを提案していただければそのほうがいいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにありますか。はい、富樫委員
富樫正毅委員	<p>これまでの嘆願書等々とか。退職者有志また実名のものが出てきています。そしてそれをどういうわけか、もう怪文書と一括りにしてしまって、果してそれはいいんでしょうかという疑問があります。</p> <p>そして新たにアンケート調査をして、その怪文書を増幅するなんというもう前提のもとで話になっていること自体がちょっと正常な調査っていうのは、もうはなから否定しているような気がしてならないんですね。</p> <p>このアンケートすることによって何が問題になるのかというのがちょっと分かりづらい。その中で我々もちょっとこれおかしいよねっていうようなね、皆さんの知恵を出し合いながら話し合いになっていくわけで、あくまでもそのアンケート調査に基づいて、これがこうですよっちゅうのを裁断するわけではない、あくまでも参考資料としての位置付けにすぎないわけです。ですから、できることはしっかりとやるべきだらうなと。そしてこれまでの13、14、15番のその類のものが、実際事実なのかどうかという確認のすべにもなっていくんだろうなというふうに考えます。だからそれを否定すること自体がなんか後ろ向きだなと。ましてや市の職員でございますので、守秘義務が当然課せられているわけだから、なかなかそういうパワハラ、ナイーブなところ難しいですよね。それを表面化することは。そういうことも併せ考えてみた場合は、このアンケート調査というツールは有効であろうなというふうに考えています。</p>
佐藤博幸委員長	ほかにございますか。はい、田中委員
田中委員	<p>もしそういったアンケート調査が必要であるというニーズがあるのであれば、言ってみれば普通の相談では持ち込みにくいものがあるのかと仮定してもですね、僕らがこの100条委員会においてやるべきことって本当に限定されるというふうに思いますけれども、職員労働組合さんとの話し合いの中でそういったアンケート調査してくれよっていうふうに頼んでやってもらって、それでその結果を共有して何か話し合いの材料にするっていうことは考えられますけれども、僕らがアンケートをつくって主導して、それで問うていくっていうことにそのアンケート、やっぱり世の中でアンケートっていうのは、すごく世論誘導できるものだというふうに言われていると思いますけれども、どんなアンケートにするのか1つですいぶん答えが変わってきますけ</p>

	れども、そんなことも含めて僕らが主体となってそのアンケートを作成して取るっていうことには、すごく違和感を感じています。
	それに比べるとその程度のアンケートであれば、今提案されているようなアンケートであれば、職員労働組合さん主体で取ってもらったらいいんじゃないかなと思ったりしますが、その辺りはどうでしょう。
佐藤博幸委員長	はい、富樫委員
富樫正毅委員	ですから、これは案として私どもの会派のほうから出されたわけでございます。その中で様々なご意見もいただきながら、この100条の中でどのようなアンケートが有効なんだろうねということを決定していただきたいわけですので。それはいろいろ議論をすべき問題だろうなと思っていますのでよろしくお願ひします。
佐藤博幸委員長	はい、田中委員
田中宏委員	今おっしゃっているのはあれですかね、その取り方自体についても、要はアンケートを取るかどうか今決めようというふうに委員長おっしゃっていますけれども、そのアンケートの取り方、主体がどこになつて取るのか、僕らじゃなくて労働組合さんが取るのかとか何かを含めた形で議論の余地があるというような意味合いでおっしゃっていますか。
佐藤博幸委員長	はい、富樫委員
富樫正毅委員	我々は、議会に対して嘆願書なり、あるいは申入書なりをいただいております。あるならば議会が対応して当然だろうと思っています。
佐藤博幸委員長	はい。ほかにありますか。出尽くしましたか。はい、黒井委員
黒井浩之委員	職員労働組合っていうのは1つだとは思いますけれども、ただやっぱりどうしてもこの職員のプライバシーですとか、やっぱりこうなるべく渡すのは渡しても、返送が人を介さないような形で委員の方に届くと、そういう状況づくりが大事かと思いますので、その辺りはまたこう議論で、進んでいければなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	対象とか方法、それから配布・収集それから分析こういったことについては、次回に協議をしたいと思っております。
	はい、それではいいですか。このこと…はい、草島委員
草島進一委員	いろいろ意見ありましたけれども、やはりこれ事実認定があって眞実が分かるっていうことだと思うんで、その記名の告発や証言を募集するっていうところが大事なんじゃないかというふうに思っておりまして、アンケートには意味がないんじゃないかと改めて思います。
佐藤博幸委員長	はい、石塚委員
石塚慶委員	大和市の話も先ほど草島委員されていましたけれども、池田市ではこのアンケートの中に自分から話してもいいよ、実名で対応しますよという部分も追加をして、実際4名の方が100条委員会に出て、発言をされているという状況もありますので、それと同じような対応を

	<p>中身の議論は、また今度ということですが、やりながら進めればもちろんないに越したことはないんですけど、いいんじゃないかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかにありますか。いいですか。はい、それではアンケートのことについては、ご意見ございました様々。また次回協議してですね、具体的なところを詰めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、まず職員アンケートを実施することについて採決します。職員アンケートを実施することについて、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>賛成多数です。</p> <p>実施することに決まりました。それでは職員アンケートにつきましては、次回ですね協議を効率的に行うために、アンケートの内容、それから実施要領こういったことについて協議したいと思います。</p> <p>それで例えば具体的にはですねアンケートの対象範囲、それからアンケートの内容、それから配布の方法、回収の方法、集計の方法等についてですね、事前に委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>そのご意見を3月31日まで事務局に提出をお願いしたいと思います。書式は任意でございますので、できるだけ分かりやすい書き方で出していただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、協議題の3にまいります。次に(2)証人尋問についてを議題とします。この証人尋問についても今ほどのアンケートと同じように皆様から様々なご意見をいただいて具体的な協議については、次回にしたいと思っています。この証人尋問について皆さんのご意見を伺います。ございませんか。ないようです、はい、菅井委員</p>
菅井巖委員	<p>これはあくまでもこの100条委員会の調査の進展に合わせてだと思います。そして事実関係が認められたところからまず証人をお呼びして聞くということになろうかと思いますし、その質問についても書いているとおり、具体的なものに限定されるわけですので、そういう範囲でやっていくということになろうかと思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。今、菅井委員に申し上げますがこの尋問については、アンケートとかそれから100万円の収支記載不記載こういったことではなくて、両方にかかっています。両方の証人尋問についてということですね。今日の議論もそうですし、私の考えとしては、このことについても次回、なおですね皆様から3月31日まで提案をしていただいてですね、その内容について協議をして決めたいと思います。</p> <p>よろしいですか、はい、尾形委員</p>
尾形昌彦委員	<p>はい。確認なんですが3月31日までその証人尋問の分の、そのどういうものを出すのかっていうところを少しお示しいただきたいと。</p>

佐藤博幸委員長	<p>はい、それでは申し上げます。1つ私の考えている現在の点でございますが、証人を求める方のお名前、それから証言を求める事項、それから証言を求める方が複数いる場合は、その順番等について考えていました。</p> <p>そのほかに何か追加・削除そういうのがあればご意見いただきたいと思いますがいかがでしょうか。尾形委員はどうですか。今1つの例としてね、この3つほど挙げましたけれども、どうでしょうか。</p>
尾形昌彦委員	<p>ちょっとその複数いる場合の順番等については、すぐそこで決められるのかなっていうところもありますので、証人を求める方の名前というか完全に特定をしていいのかどうかっていう部分もちょっと相談ありますけれどもその点と、証言を求める内容についてはよろしいかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	<p>今ほど尾形委員から話しましたように、特定の今度は個人名が出てきます。次回の協議の中でですね、その提案の書面の中にも出てくるかと思います。そういうようなことで、次回の協議の場をどのようにするかということもまたあるのかないいうふうに思っております。</p> <p>これは例えば、具体的に言えば、公開にするか非公開にするかというようなこともあるかと思います。具体的に今後次回についてはですね、個人名が出てきたり、特定しますのでね。それからあと内容もですね具体的になってくるかと思います。そういうことで今度は人権とかですねやっぱり権利に関する配慮が必要かというふうなことも考えております。</p> <p>はい。ご意見ございませんか、よろしいですか、いいですか。はい、それではこの協議題の証人尋問につきまして、実施をするかしないかだけここで確認をしたいと思います。</p> <p>実施をするという方に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい、賛成多数でございます。</p> <p>はい、それではただいまお願いしましたように、3月31までその内容について具体的な、できるだけ具体的な範囲で分かりやすいような内容で、書式は任意でございますのでお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは協議題の4にまいります。協議題の4は、令和4年度の調査経費について議題とします。このことについては、今3月の定例議会中でございます。次年度の予算に関わることですので、今日議決いただきたいというふうに思っております。</p> <p>それでは事務局からの説明を求めます。はい、事務局主査</p>
高橋主査	<p>それでは調査経費についてということでお手元のほうに決議案ということでお手元の方に配布させていただいていると思いますけれども、説明いたしますと100条の11のほうにあらかじめ予算の範囲の中でという規定がございます。</p>

さきの1月臨時会においては、3年度中の予算ということでご議決をいただいておりますけども、当然、予算単年度主義でございますので4年度の予算額について議決をしなければならないということで、調査経費の額については、今後行われる調査経費を想定して行うものでありますけども、見込みの計上とならざるを得ないというものだと思います。当然調査の進行において変わってくることもあるうかと思いますので、調査経費の議決にあたっては、定めた金額以内という形で見込み額のあくまでも上限ということでの提案でございますので、その認識をお願いいたしたいと思います。

参考図書においても見込額の上限を議決すればということに定められておりますので、あくまでも上限、支出限度額ということになります。これにつきましては調査経費の乱費を避けるという意味で上限を定めるということで規定するものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

本委員会につきましては、先月から実質的な審議に入ったばかりでありますて、先ほど申し上げましたが今後調査が進捗して行く中で経費が発生するものと思います。3月定例会において議決する必要がございます。あくまでも概算ということで主な調査経費について申し上げますけれども、前回の委員会で専門家・弁護士を選任することについてはご了解をいただいたものと思っておりますので、このことに関する経費を見込んでおります。前回の会議の中で月2回程度の開催で10回程度を見込むというようなお話しもございましたけれども、その法的助言をいただく期間そのための経費というものが大半の100万程度でありますか。あとそのほかの会議録の作成経費ですか、あとその他消耗品などを見込んでの120万という、あくまでも上限額ということでの提案であります。以上であります。

佐藤博幸委員長

はい、これから質疑に入ります。ございませんか。はい。ないようです。これで質疑を集結します。

それでは、ただいま説明のあったとおり、令和4年度の調査経費を120万円以内とする決議案について採決します。

令和4年度の調査経費については120万円以内とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、全員でございます。

よって、そのように決しました。今期定例会中に委員会提出議案として本会議に提案予定です。審議日程の詳細は、18日に開催される議会運営委員会で決定されますのでご承知おきください。

はい、それでは次はその他にまいります。委員の皆さんから何かございますか。ありませんか。それは先ほどご意見ありました今後の運営、進め方でございます。皆さんからのご意見もいただきながら進め

ていきたいというのは当然でございますし、また、あくまでもやはり私も中立公正にということで考えております。

という意味では多数の意見、少数の意見様々議案によって、協議事項によって出てくるかと思います。そうしたときに少数だからどうのこうのとか多数だからどうのこうのというようなことではなくて、あくまでも少数意見も尊重しながらですね、例えそれが委員お1人だけの提案であってもですね、みんなで協議をして最終的に決めたいと思います。

ただそれを決める段階では議論が出尽くして、双方平行線をたどるような議論の繰り返しになるような場面になれば、最終的にはやむを得ず多数決ということもあるかと思いますので、その辺はご承知おき願いたいというふうに思います。

この今後の進め方については、先ほどもご意見ありましたように法的なところについては、法律の専門家からアドバイスをもらいながら公平中立ですね、法律的にのっとった形で進めてまいりたい这样一个で考えております。これは当然であります。はい、よろしいですか。このことについて。ほかにあれば、はい、菅井委員

菅井巖委員

具体的に委員長おっしゃっているように専門家の選定とそこに関わったこの委員の人たちから事前に聞いておきたいことがあれば、その方に聞いてみるというか、そういう機会があつてもいいのかなと思っておりました。その日程がどうなっているのかもちょっとお聞きしたいんですが。

佐藤博幸委員長

分かりました。それでは弁護士の選任について前回承認いただきました。それで正副委員長に一任をいただきました。それでその後正副委員長で協議をしまして、山形県弁護士会に依頼をするということで決まりまして、事務局を通して山形県の弁護士会にお願いをしました。

そうしましたところ関係の資料、今までの経緯、そういったものを分かるもの、資料を送ってくださいということでございましたので、その資料を送って、そしてその返事を待っている段階になっております。まだ今日ですね、間に合いませんでしたので返事が来しだいですね、皆様に公表して、そして最終的な決定をしていきたいというふうに思っております。それで正式には例えば弁護士会から推薦があつたと具体的な名前も出てきたということであれば、議長の名において正式な依頼ということになります。ということで弁護士の件についてはよろしいですか。

それから、今ほど提案ありました弁護士の専門家に相談したい事項あればですね、それは隨時いただいて法的な助言をいただくようにしたいと思いますので、例えば3月31日までのものでなくともですね今後、具体的に弁護士の名前、そして弁護士が決定次第そういうふ

尾形昌彦委員	<p>とも併せて協議をしたいと思っております。はい、尾形委員すみません。確認なんんですけど、弁護士にその確認できる事項といふか、いわゆる会議の手続きを進めるための法的な見解という場合と、これが要は進め方に関する法的な相談ということに限られているのかその辺がちょっと今依頼をしている内容をちょっともう1回確認しておきたいんですけど。</p>
佐藤博幸委員長	<p>分かりました。はい、今ご質問ありましたようにですね、やはり弁護士を選任するっていうのは、あくまでも中立公正になると思います。例えば、意見の分かれる事項につきまして、片方に偏った助言とかですね、それからそうしたアドバイスだとに基づいたアドバイスだというようなことはやはり控えて行きたいし、弁護士自身もですね、それは当然そうしたことはしないというふうに思われます。そういういったことは例えば自分の意見に沿った形でのアドバイスなどをご期待していただいてもですね、それちょっと無理かなというふうにも思いますので、それは当然皆さん私が申し上げるまでもなくですね、もう当然のこととしてご理解いただいているものと思います。</p> <p>はい。ほかにございますか。よろしいですか。今後の進め方についてもまたいろいろ協議が進んでいく中でですね、また今想定できないことも出てくるかと思います。そのときは常にですね、皆さんと一緒に協議して決めてまいりたいと、1つ1つ決めてまいりたいというふうに思います。そのような考え方でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは以上でございますが、次に、次回の日程になりますが事務局で案はいかがでしょうか。休憩します。</p>
	<p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
	<p>はい、再開します。今ほど弁護士について、弁護士から助言を求めることができることということで前回の要領のときに申し上げたかと思いますがもう一度読み上げます。</p> <p>9番になります。次に掲げる事項について議会（委員会）は弁護士に助言を求めることができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 調査権の行使（記録の提出などを含む）に係る法的助言② 参考人質疑及び証人尋問に係る法的助言③ 委員会の運営に係る委員長への法的助言④ 委員会に告発義務が生じた場合の法的助言⑤ 委員会調査報告書作成に係る法的助言⑥ その他法的助言に関すること、ということになっております。 <p>はい、再度確認の意味で申し上げました。はい、ありがとうございます。</p> <p>はい、それでは続けます。それでは次回の日程についてお願いしたいと思います。</p>

令和4年3月15日 第3回100条調査特別委員会 会議録

高橋主査	<p>事務局案として出ているのをお願いします。はい、事務局主査</p> <p>日程についてですが、定例会中でございますし、また新年度直後というのはちょっとなかなか厳しいものもございますので、4月の3週目ごろの開催であればありがたいかなと。現在の日程、ほかの会議の日程などを考慮しますと4月12日（火）の午後1時ではいかがでしょうか。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、今事務局から提案がございました4月12日午後1時です。午前中は広報広聴委員会開催予定されております。それで午後なります。よろしいですか。</p> <p>はい、それでは次回は4月12日午後1時より開催したいと思います。よろしくお願ひします。はい、富樫委員</p>
富樫正毅委員	<p>今後、様々な資料が出てくるのかなと思っているんですけども、ここでこの資料の取り扱いについて、しっかり決めておいたほうがいいかと思いますので、委員長のほうでよろしくお願ひします。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、分かりました。はい、今富樫委員から提案がありました今後具体的な個人名だとか事項が出てきます。それでお手元の資料これですね、例えばコピーしたり、それからいろんなその不特定多数の人へ渡るようなことのないように配慮していただきたいというふうに思います。</p> <p>それで、もしどうしても必要だという方がいらした場合は、またこの委員会で協議をして決めたいと思っておりますのでそうしたもの以外は、取扱注意ということで今後についてはお願ひをしたいと思います。はい、よろしいですか。ほかにありませんか。いいですか。</p> <p>それでは、以上で皆川治市長選挙運動費用収支報告書不記載・訂正等問題並び本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。</p>